

公費解体申請 必要書類一覧

かほく市

○共通

チェック	必要な書類	備考
<input type="checkbox"/>	申請書（様式1）	
<input type="checkbox"/>	申請者の印鑑登録証明書【原本】 ※発行から3ヶ月以内のもの	・法人の申請でも印鑑証明書は必要となります。
<input type="checkbox"/>	り災証明書または被災証明書【原本】	・公費解体を希望する全ての家屋等のり災証明書・被災証明書をお持ちください。 ・コピーを取り原本はお返しします。
<input type="checkbox"/>	来庁者（本人又は代理人）の身分証明書	・顔写真が入っている身分証明書は1種類、顔写真が入っていない身分証明書は2種類ご用意ください。
<input type="checkbox"/>	被災家屋等の配置図（所定様式）	・家屋等の配置を記入し、「解体」する建物と「残す」建物を分かるように記載してください。
<input type="checkbox"/>	被災家屋等の状況写真（所定様式）	・被災家屋等の全景その他撤去に係る対象物が特定できる写真を添付してください。
<input type="checkbox"/>	登記事項（建物）全部事項証明書 ※市の方で法務局から提供を受けます。	・申請者で法務局へ行って取得していただく必要はありません。
<input type="checkbox"/>	【家屋等の登記がない場合】 解体する建物が記載された固定資産評価証明書【原本】 ※発行から3ヶ月以内のもの	
<input type="checkbox"/>	【家屋等の登記がなく課税もされていない場合】 登記事項（土地）全部事項証明書 ※市の方で法務局から提供を受けます。	・解体する建物が未登記で固定資産評価証明書にも記載がない場合は土地所有者を建物の所有者とみなします。 ・申請者で法務局へ行って取得していただく必要はありません。
<input type="checkbox"/>	来庁者の印鑑	・書類に不備があった場合に訂正印が必要となりますのでお持ちください。 ・申請者本人が来庁する場合・・・実印 ・代理人が来庁する場合・・・認印 ・法人の場合・・・実印

○代理人が来庁される場合

チェック	必要な書類	備考
<input type="checkbox"/>	申請者の委任状（所定様式）	・申請者の実印を押印ください。

○家屋等が共有の場合

チェック	必要な書類	備考
<input type="checkbox"/>	同意書（所定様式）	・共有者全員の同意書が必要となります。
<input type="checkbox"/>	共有者の印鑑登録証明書【原本】 ※発行から3ヶ月以内のもの	・共有者全員の印鑑登録証明書が必要となります。

○賃貸物件の場合

チェック	必要な書類	備考
<input type="checkbox"/>	同意書（所定様式）	・居住者全員の同意書が必要となります。 ・居住者の印鑑は認印でかまいません。

○家屋等に抵当権が設定されている場合

チェック	必要な書類	備考
<input type="checkbox"/>	同意書（所定様式）	・同意書又は抵当権解除證書のいずれかが必要となります。 ・抵当権解除證書の場合は、コピーを取り原本は返却いたします。
<input type="checkbox"/>	抵当権解除證書	
<input type="checkbox"/>	印鑑登録証明書【原本】 ※発行から3ヶ月以内のもの	

○家屋等に差し押さえがある場合

チェック	必要な書類	備考
<input type="checkbox"/>	同意書（所定様式）	
<input type="checkbox"/>	印鑑登録証明書【原本】 ※発行から3ヶ月以内のもの	

○所有者が死亡しており相続人が申請を行う場合

チェック	必要な書類	備考
<input type="checkbox"/>	所有者の死亡が分かる書類（住民票除票、戸籍謄本） 【原本】 ※発行から3ヶ月以内のもの	
<input type="checkbox"/>	相続人の全員が確認できる戸籍謄本等【原本】 ※発行から3ヶ月以内のもの	・所有者の出生から死亡までの戸籍謄本及び必要に応じて相続人の戸籍謄本が必要となります。 ・相続人の把握が難しい場合は、申請の前にご相談ください。
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議書【原本】	・コピーを取り原本はお返しします。
<input type="checkbox"/>	印鑑登録証明書【原本】 ※発行から3ヶ月以内のもの	・相続人全員分が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続関係図（任意様式）	・相続人全員が記載されたものを作成ください。

○所有者が死亡しており遺産分割協議をしていない場合

チェック	必要な書類	備考
<input type="checkbox"/>	所有者の死亡が分かる書類（住民票除票、戸籍謄本） 【原本】 ※発行から3ヶ月以内のもの	
<input type="checkbox"/>	相続人の全員が確認できる戸籍謄本等【原本】 ※発行から3ヶ月以内のもの	・所有者の出生から死亡までの戸籍謄本及び必要に応じて相続人の戸籍謄本が必要となります。 ・相続人の把握が難しい場合は、申請の前にご相談ください。
<input type="checkbox"/>	同意書（所定様式）	
<input type="checkbox"/>	印鑑登録証明書【原本】 ※発行から3ヶ月以内のもの	・相続人全員分が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続関係図（任意様式）	・相続人全員が記載されたものを作成ください。

○工事にあたり隣接する他人の土地の使用が必要な場合

チェック	必要な書類	備考
<input type="checkbox"/>	同意書（所定様式）	

○法人が申請する場合

チェック	必要な書類	備考
<input type="checkbox"/>	商業・法人の登記事項証明書 ※市の方で法務局から提供を受けます。	・申請者で法務局へ行って取得していただく必要はありません。

※必要に応じて、その他の書類の提出をお願いすることがありますのでご了承ください。